

環境影響評価審査書

4 1 4 2	農業総合研究所建設事業
------------------	-------------

I 総括事項

農業総合研究所（仮称）建設事業（以下「本件事業」という。）は、神奈川県（本件事業を実施する主体としての神奈川県をいうときには、以下「事業者」という。）が平塚市上吉沢字吉浜1,617番ほかの203,249.53平方メートルの土地（以下「実施区域」という。）を造成し、そこに高品質な農産物の研究開発などを行うための研究所を建設しようとするものである。また、本件事業は、「県試験研究機関が県民生活の向上や県内産業の健全な発展を目指し、地域に密着した科学技術の拠点としての役割を担っていくこと」を目的として神奈川県が策定した「神奈川県試験研究機関再編整備計画」に基づいて、既存の農業総合研究所、園芸試験場、蚕業センター（技術研究部）を再編整備し、県内における農業研究の中核機関として、地域や時代の要請に応えることのできる新しい機能と設備を兼ね備えた研究所の建設を目的として実施されるものである。

実施区域は、主要地方道相模原大磯線の西約1.5キロメートルに位置し、平塚市と秦野市との市境に近く、大磯丘陵の北東端に所在している。また、実施区域は標高が35メートルから75メートル程で、北部の急傾斜地を除けば、概ね緩やかな傾斜を持つ丘陵地となっている。実施区域及びその周辺の土地利用状況についてみると、実施区域及びその周辺は市街化調整区域に指定されており、谷筋を中心に住宅が存在し、斜面部に緑地が残されているほかは、主に畑地として利用されている。また、実施区域の北部には、実施区域の一部を取り込み、ほぼ金目川の南岸に沿って長く連なる斜面緑地が存在する。さらに、実施区域の西側には、神奈川県企業庁が管理する平塚配水池が存在し、その上部は少年野球場等として利用されているが、現在それに隣接して配水池の増設計画が進行しており、増設完了後は、その上部はレクリエーション広場として市民に開放されることが予定されている。

そこで、まず、自然環境の側面から本件事業について考察することとする。実施区域の位置する大磯丘陵の東部は、相模湾沿いに連なる高麗山及び湘南平やその北に独立峰的に存在する鷹取山などの山々と葛川や金目川などの水系に発達した谷とからなっている。大磯丘陵は、古くから薪炭林や農地として利用されるなど人間の生活と深い係わりを有しており、現在でもそこに設けられたハイキングコースが多くの人々に利用されるなど、特に人々との係わりの点において優れた環境資源を有しているといえることができる。また、神奈川県が昭和58年に策定した「かながわ環境プラン」においては、大磯丘陵地域を「地形的に多種多様な様相を呈し、レクリエーション地域、自然公園等として利用の可能性が非常に高い地域」と位置づけ、「地域景観の保全上斜面緑地の保全を積極的に進めていくことが必要」であること、「都市近郊の優れた緑地空間として、農地の維持、保全を図ることが重要」であること、「高麗山の自然植生の保全を図り、優れた自然環境を守ることが必要」であることなどを環境づくりの重点として掲げている。実施区域は、このような大磯丘陵の一郭に所在するのであるから、大磯丘陵の有する優れた環境資源の価値を損なうことがないように十分配慮した土地利用が行われなければならない地域であるといえることができる。

また、実施区域及びその周辺の自然環境について着目すると、実施区域の北部に金目川に沿って連なる斜面緑地は、金目川の流れと一体となって優れた景観を創出し、特に実施区域周辺では30メートル以上の比高を有し、地域のランドマークともなっている。さらに、実施区域及びその周辺に広がる畑地は、起伏のある、郷土色豊かな田園風景を構成しており、このような様は鷹取山のハイキングコースや遠く湘南平からも望見される。

このようなことから、本件事業を実施するに当たっては、土地の改変を最小限に抑え、十分な緑化を実施することなどにより、現況の自然環境に与える影響を極力軽減する必要がある。具体的には、実施区域内に存在する斜面緑地、特に実施区域北部の斜面緑地を極力保全し、その景観上の価値やそこにおける生態系を損なうことのないよう配慮する必要がある。また、実施区域北部の斜面緑地の一部には未買収の民有地が存在するが、この斜面緑地の重要性を考えたとき、未買収地部分も含めた一体的な管理、保全が必要と考えられることから、今後、事業者は当該未買収地部分を含めた一体的な管理保全が可能となるような方策について検討し、その実現に向けて努力する必要がある。さらに、本件事業は、大規模な本館棟のほか58棟に及ぶ温室などを建設するものであることから、これらの人工構造物が周辺の田園的な景観と調和したものとなるよう、形状、色彩等に配慮する必要がある。

次に、本研究所においては、バイオテクノロジーを利用した特産品の開発、細胞培養等による大量増殖技術の開

発、メカトロニクスを活用した施設園芸技術の開発などについての研究が予定されている。しかしながら、近年、このような先端技術に係る研究施設の立地やその後の研究活動については、その研究内容や安全対策などに関して、周辺の住民が関心を寄せ、あるいは不安を抱くなどのケースがみられる。特に、このような場合に住民が抱く不安は、往々にして、情報不足に起因することが多い。したがって、本研究所における研究内容や安全対策などについての情報を可能な限り住民に公開していく努力が必要である。

また、本研究所においては、「生態系を利用した安全な農作物の生産技術の開発」や「緑あふれる生活環境づくりのための技術開発」も行われ、多数の温室や広大な研究ほ場が整備される。さらに、21世紀に向けての「都市の中の神奈川らしい農業」の方向を示すために神奈川県が平成2年に策定した「かながわ農業プラン」においては、「都市と共存する交流型農業」を推進するため、「自然とのふれあい教室の場」の提供を神奈川における農業の役割の一つとして位置づけ、市民農園、学童農園などの市民の学習やレクリエーションの場としての農地の活用を促進するとしており、「かながわ農業プラン」の実現を支援する役割にある本研究所としては、その具体的な運営においても、このような考え方を実践すべきであると考えられる。このようなことから、本研究所が環境と農業との係わりや農産物の生育あるいは自然生態系などを県民が学習する場としての役割をも担う施設となるよう配慮する必要がある。

次に、昨今、ゴルフ場における農薬使用の問題について種々論議がなされているが、現行の農業においても農薬の使用は避けて通れない問題となっている。特に近年、環境保全や農産物の安全性の観点から、無農薬あるいは低農薬による農業生産に対する指向は強まってきている。このようなことから、前掲の「かながわ農業プラン」においても「農薬を使わない生物防除や土壌微生物の活用の研究など、生態系農業の技術開発と実用化を促進し、より安全な農産物の生産を進める」として。これを受けて、本研究所においても「生態系を活用した安全な農作物生産技術の開発」の一環として、きつ抗微生物などを利用した生物防除やフェロモン、天敵を利用した害虫防除などの研究が予定されている。

無農薬あるいは低農薬による農産物の生産は、環境保全上、強く望まれてることであり、そのような観点に立った研究を積極的に推進し、その成果を踏まえて各農家を指導していくことは、県における農業研究の中核機関となる本研究所に課せられた重要な課題の一つといえる。しかしながら、無農薬あるいは低農薬による農産物の生産のための研究、開発の過程で新たな環境問題が発生したり、開発された新技術が新たな環境問題を引き起こしたりするような事態も懸念されるので、研究、開発に当たっては、そのようなことのないよう万全の対策を講ずる必要がある。

また、本研究所内の研究ほ場においても、農薬の使用が予定されているが、これらの農薬の使用に当たっては、極力使用量の削減に努め、あるいは周辺へ影響を与えないような使用方法について意を用いる必要がある。

次に、現在、地球規模の環境問題を始めとする様々な環境問題がクローズアップされ、環境保全に向けた行政、企業、住民などの各レベルにおける積極的な対応が求められている。このような中で、本研究所は、前述のとおり、神奈川県により県内の農業研究の中核機関として設置されるものであるが、環境保全の面においても公共の研究機関としての指導的役割を果たすべきと考えられることから、その設置、運営に当たっては、省資源、省エネルギー、廃棄物の減量化などの点において、環境保全に最大限配慮する必要がある。

また、今後、事業者は、事業内容を確定し、実施区域内に研究所を建設し、それを供用することとなるが、将来、社会情勢の変動、科学技術の発達、事業者の運営方針の変更などにより、実施区域における土地利用や事業内容を変更する必要を生ずることも十分考えられる。事業者は、そのような折には、土地利用や事業内容の変更により生ずる環境影響を事前に予測、評価をし、極力環境影響の少ない方法を採用するように努める必要がある。

最後に、神奈川の農業は、現在、農産物の自由化や市街化区域内農地の宅地並み課税の強化などにより、厳しい局面に立たされているが、まとまって存在する優良な農地は、田園的景観の創出、開放的空間の提供、水田における雨水の貯留、レクリエーション資源としての活用などの諸点において、貴重な環境資源といえることができる。しかしながら、市街化や工業化の進行に伴い、このような農地は減少の一途をたどり、神奈川における環境問題の一因ともなっている。ちなみに、神奈川県の環境アセスメント制度が発足して以来制度の対象となった工場、事業場の建設あるいは研究所の建設などの事業についてみても、その多くは元来農地であった土地において実施されるものであり、そのような急激な土地利用の転換によってもたらされる環境問題については、種々審査を行ってきたところである。また、今後も、水田、畑地、あるいはみかん園地などの農地に、大規模な住宅団地や工場などが建設されることも想定され、それによる新たな環境問題の発生が懸念される状況にある。このように、神奈川における農業問題は、一面では環境問題でもあるといえることができる。したがって、「かながわ農業プラン」にいう「都市の中の神奈川らしい農業」の確立は、環境の視点からも強く望まれるところである。

このような中であって、本研究所は、前述のとおり「神奈川県試験研究機関再編整備計画」に基づいて建設される

ものであるが、同計画においては、「活力と魅力ある神奈川の農業の育成」などの施策を技術的な側面から支援することを本研究所の重要な役割としている。このようなことから、本研究所における研究、開発が「都市の中の神奈川らしい農業」の確立に貢献するものとなるよう強く期待するものである。

以上、総括的な視点からの審査結果について述べてきたが、各評価項目についての個別的な審査結果は次のとおりである。事業者は、予測評価書を作成するに当たっては、これらの内容を十分踏まえ、適切に対処する必要がある。

II 個別事項

1 水質汚濁 ー特定物質、水素イオン濃度等ー

予測評価書案によれば、本館からの実験排水、スクラバー排水等の水量を1日当たり平均53立方メートルとし、これらの排水を接触ばっ気槽、凝集沈澱槽、砂ろ過塔、活性炭吸着塔などで構成される実験排水処理施設で処理することにより、特定物質については、すべての項目が定量限界以下に、生物化学的酸素要求量については、1リットルにつき10ミリグラム以下になるとしている。しかし、処理施設の能力に比べて排水量が少ないために、接触ばっ気槽の連続運転が困難となったり、砂ろ過塔などの運転間隔があき、内部が嫌氣的になり、運転開始時の処理水が目標水質を達成しないことも懸念される。このようなことから、実験排水等の水量について、再編整備される現在の農業総合研究所などの現状の排水量等を踏まえて再検討すること。なお、その結果によっては、排水処理の方法及び排水処理施設の能力についても併せて再検討すること。

また、本研究所からの生活排水並びに資源リサイクル施設からの実験排水及びスクラバー排水については、合併処理浄化槽及び接触ばっ気槽により生物化学的酸素要求量を1リットルにつき20ミリグラム以下に処理したうえで不動川及び金目川へ排出するとしているが、両河川の環境基準の維持達成のためには汚濁負荷量を極力低減する必要がある。このため、合併処理浄化槽等の処理施設の高度化について検討すること。

2-1 騒音 ー工場騒音ー

(1) 防音壁の構造と効果について

予測評価書案によれば、本館屋上に設置される設備機器の防音対策として、同屋上に高さ約4メートルの防音壁を設置することから、神奈川県公害防止条例に定める規制基準を満足するとしている。しかしながら、防音壁の設置位置及び構造が明らかでないため、場合によっては、設備機器からの騒音が十分に軽減されないおそれがあるので、防音壁の設置位置及び構造を明らかにしたうえで実施区域周辺に対する騒音の影響を予測評価すること。

(2) 資源リサイクル施設の騒音について

予測評価書案では、資源リサイクル施設で使用する機械から発生する騒音が実施区域周辺に及ぼす影響が明らかではないが、当該施設は実施区域北西側にある民家近くに設置されるため、それらの民家に対する騒音の影響が懸念される。したがって、当該施設で使用する機械の種類、能力、防音対策等を明らかにしたうえで騒音の影響を予測評価すること。

なお、その場合、当該施設周辺のほ場で稼働する耕作機械から発生する騒音による影響についても加味すること。

2-2 騒音 ー建設作業騒音ー

予測評価書案によれば、実施区域北西側にある民家に隣接する場所での建設作業時には、敷地境界に仮囲いを設置し防音に努めるとしているが、実施区域側の地盤が民家側の地盤に比べて高い位置にあるため、仮囲いの設置位置によっては、騒音の軽減効果が十分に図られないおそれがあるので、仮囲いの位置、構造及び防音効果について地盤の高低差を考慮した検討を行うこと。

なお、仮囲いの設置位置の検討に当たっては、隣接する民家及びビニルハウスへの日影の影響についても考慮すること。

3 悪臭

予測評価書案によれば、資源リサイクル施設からの悪臭物質の排出防止対策として化学洗浄装置、微生物脱臭装置及び紫外線照射によるオゾン脱臭装置を設置するので、悪臭物質の外部への排出は少量であるとしている。しかしながら、設置する装置の中でも微生物脱臭装置及び紫外線照射によるオゾン脱臭装置は設置例も少なく、一般的にも知られていないことから、脱臭効果、実績等について明らかにすること。また、資源リサイクルに使用される原料につ

いては、農作物の残さい、せん定くず、雑草としか記載されていないことから、その他の原料についても種類、量及び保管場所を明らかにし、その結果によっては、脱臭対策について検討すること。

4 廃棄物 —一般廃棄物—

予測評価書案によれば、本研究所から発生する一般廃棄物には、雑芥、紙くず、木くず類及び生活排水処理汚泥があり、これらの処分については、雑芥については平塚市へ、紙くずについては再生処理業者へ、生活排水処理汚泥については許可業者へ依頼し、木くず類については所内で焼却としている。

現在、廃棄物の再利用、減量化が環境保全上の大きなテーマとなっている折、本研究所でも農作物の残さい、せん定くず等を原料として堆肥化の研究開発を行うのであるから、雑芥中の食物残さいについては堆肥の原料として利用するなど、その活用について検討すること。

5 水象

予測評価書案によれば、実施区域は不動川流域、下の川流域等の複数の流域に属しているため、各流域ごとに雨水調整池を設置して土地の形質の変更に伴う雨水流出量の変化に対応しているが、不動川流域に設けられる雨水調整池は、温室エリアを兼ねるとしている。雨水調整池は、降雨時の雨水を貯留し、放流量を調整する施設であるが、雨水調整池内に温室等の構造物が設置されると、適正な貯留容量が確保されないおそれがある。このため、温室エリアを兼ねる雨水調整池の容量の算出根拠を明らかにし、結果によっては、雨水調整池の容量を見直すこと。

6 植物

予測評価書案によれば、実施区域北部の斜面林及び企業庁配水池東側の斜面林は、保存緑地として極力現状のまま保存している。しかしながら、それら保存林を結ぶ緑地はうすく、自然生態系の維持や周辺環境の保全を図るうえでも、連続した緑を厚く確保するように緑地計画について検討すること。また、本件事業に係る緑地率は29.8パーセントと「研究所の建設」としては低い緑地率となっているが、研究ほ場が33.7パーセントを占めており、そこには果樹等の植栽も想定され、樹林地的な性格も有すると考えられるので、その内容を具体的に明らかにすること。

7 文化財

予測評価書案によれば、実施区域及びその周辺には3か所の古墳のほかに遺物散布地の原口遺跡、集落跡の向原遺跡が周知の埋蔵文化財包蔵地として分布している。このうち3か所の古墳については緑地として保存する計画となっており、原口遺跡及び向原遺跡についても、建設工事に先立って本調査を行うとしているが、実施区域及びその周辺は埋蔵文化財が豊富な場所と考えられるため、調査に当たっては特に綿密に行うこと。また、調査に伴って発掘された遺物等については、関係機関と協議のうえ、地域の住民が観賞し、地域の歴史にふれることができるような保存方法を検討すること。

8 景観

実施区域及びその周辺は、現在市街化調整区域に指定され、農地、山林等の自然的土地利用がなされており、郷土色豊かな景観を形成している。また、実施区域は大磯丘陵北東端の丘陵上にあつて、大磯丘陵上のハイキングコースや周辺の市街地等の広範囲な地域から展望されやすい位置にある。このため、特に、大磯丘陵上のハイキングコースからの景観に与える影響について検討すること。また、実施区域に隣接する平塚配水池レクリエーション広場から実施区域の方向を望むと、農地の緑と金目川南岸沿いの斜面緑地の樹林が広がり、さらにその遠方に平塚市の市街地が広がる様子が展望できるが、この開けた展望の中に本館棟を始め多くの温室などが建設されるため、これらの人工構造物と現状の景観とが調和するよう、建物のデザイン、周囲の外構、植栽等について検討すること。

9 その他

(1) 省資源、省エネルギーについて

予測評価書案によれば、省資源の観点から、温室での散水などへの雨水の利用や農作物の残さい、せん定くず等の堆肥化の研究を行うとしている。しかしながら、近年の環境保全に対する関心の高まりの中で、公共機関としての役割を考えると、省資源、省エネルギーに更に積極的に取り組む必要がある。したがって、本件事業の実施に当たっては、太陽エネルギーを利用した発電や給湯システムの採用あるいは雨水の利用拡大などに向けて一層努力すること。

